

議案第 7 1 号

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年岩倉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

第 20 条第 1 項中「第 2 項」を「次項」に改め、同条第 3 項中「粗大ごみ処理手数料納付券」を「粗大ごみ処理手数料納付券又は市長が規則で定める方法」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の還付）

第 20 条の 2 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条第 3 項の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。